

諮問実施機関：和歌山県知事

諮問日：令和3年4月14日（諮問（情）第2号）

答申日：令和3年8月5日（答申（情）第3号）

答 申 書

第1 審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った開示決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和3年2月8日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件対象公文書を「(令和2)年度 建築確認申請書 第R3-1-18号に含まれる確認済証」と特定し、開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、令和3年2月22日付け西建総第02100001号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和3年3月4日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の内容要旨

1 審査請求の趣旨

温泉湧出事故による液状化した不適合な地盤であることを知っただけながら、適正であるとして令和3年1月29日付けで建築確認申請許可を下した西牟婁振興局建設部建築課建築グループの責任者の氏名及び役職が分かる情報の開示を求めるといふものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 公文書開示決定通知書において、公文書名が「(令和2)年度 建築確認申請書 第 R3-1-18 号に含まれる建築確認証」に変遷しており、審査請求人の求める情報を明らかにするものではない。
- (2) 審査請求人の求める情報は、田辺市本宮町湯峰の公衆浴場解体現場跡地の掘削による液状化した温泉湧出事故現場の状況を十分に把握しながら、令和3年1月29日に建築基準法施行令第38条(基礎)に反し建築確認申請許可を下した西牟婁振興局建設部建築課建築グループの責任者の氏名及び役職が分かる情報の開示を求めたものであり、現場のことを何も知らない知事・建築主事等の最終責任者の氏名・役職の情報の開示を求めたものではない。
- (3) 最終責任者が和歌山県建築主事であると言いたいようであるが、知事や建築主事に責任があると主張することによる責任回避に他ならない。
- (4) 当該和歌山県建築主事は現地のことなど全く知るはずもなく、責任の所在を知事や建築主事に置き換えることにより、今後の刑事・民事の追求回避を目的とした対応である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が開示決定通知書、審査請求に対する弁明書並びに審議会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 公文書開示決定通知書に記載している公文書の名称は、対象公文書として実際に特定した公文書の名称を記載しており、審査請求人が「公文書の名称その他開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」に記載した公文書の名称等をそのまま記載するものではない。
- (2) 本件開示請求において対象文書の特定のために記載された「建築確認許可」を建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築確認処分と理解し、当該処分を行った西牟婁振興局建設部建築課建築グループの責任者の氏名及び役職が分かる情報として、同法第6条第4項に基づき和歌山県建築主事が交付した確認済証を開示した。この役職である和歌山県建築主事は同法第4条第5項の規定に基づき和歌山県が同法第6条第1項の規定による確認に関する事務をつかさどらせるために設置した者であることから、対象公文書として特定し、開示した文書は、当該処分に係る責任者の氏名と役職を明確に示すものである。
- (3) 建築確認を行うのは建築主事であり、その責任者は建築主事しかあり得ない。また、当該和歌山県建築主事の行政組織上の役職は、西牟婁振興局建設部専門技

術員兼建築課長であり、同建設部建築課建築グループの責任者でもある。

- (4) なお、建築基準法第6条第1項の建築確認処分は、確認申請書に明示されている事項について、申請された建築物の計画が建築基準関係規定に定める客観的基準に適合するかどうかを判断するもので、現地調査は要求されていない。

第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審議会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 公文書の特定について

(1) 実施機関が行った公文書の特定について

審査請求人の主張によると、審査請求人の求める情報は、田辺市本宮町湯峰の公衆浴場解体現場跡地の掘削による液状化した温泉湧出事故現場の状況を十分に把握しながら、令和3年1月29日に建築基準法施行令第38条（基礎）に反し、公衆浴場建築確認申請許可を下した西牟婁振興局建設部建築課建築グループの責任者の氏名及び役職である。実施機関は、審査請求人が言う「建築確認許可」を建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築確認処分と理解し、当該処分を行った西牟婁振興局建設部建築課建築グループの責任者の氏名及び役職が分かる情報として、同法第6条第4項に基づき和歌山県建築主事が令和3年1月29日に交付した田辺市湯峰温泉公衆浴場新築工事の確認済証を対象公文書と特定し、本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、公文書開示決定通知書において、公文書名が「(令和2)年度 建築確認申請書 第R3-1-18号に含まれる建築確認証」に変遷しており、審査請求人の求める情報を明らかにするものではないと主張する。

しかし、公文書開示決定通知書に記載する公文書の名称は、開示決定した公文書の名称を記載するものであり、審査請求人が公文書開示請求書に記載した内容をそのまま記載するものではない。よって、公文書開示決定通知書に記載されていないことをもって、審査請求人の求める情報ではないとは認められな

い。このことから、公文書の特定は妥当と考えられる。

(2) 本件処分の妥当性について

審査請求人は、当該和歌山県建築主事は現地のことなど全く知るはずもなく、責任の所在を知事や建築主事に置き換えることにより、今後の刑事・民事の追求回避を目的とした対応である旨主張する。

しかし、実施機関の説明によれば、建築基準法第6条第1項の建築確認処分は、確認申請書に明示されている事項について、申請された建築物の計画が建築基準関係規定に定める客観的基準に適合するかどうかを判断するものであり、その判断に当たり、現地調査は要求されていない。また、当該和歌山県建築主事の行政組織上の役職は、西牟婁振興局建設部専門技術員兼建築課長であり、このことから同氏は西牟婁振興局建設部建築課建築グループの責任者でもあるとのことであった。

建築確認を行うのは建築主事であり、その責任者は建築主事しかあり得ないという実施機関の説明に、特段不合理な点は認められない。

以上から、実施機関が開示決定を行った本件処分は妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審議会は、冒頭「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人は、田辺市本宮町湯峰の公衆浴場解体现場跡地の掘削による液化した温泉湧出事故現場の状況を十分に把握しながら建築基準法施行令に反し建築確認申請許可を下した旨主張しているように思われるが、当審議会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、審査請求人の当該主張の是非については、当審議会の判断するところではない。

第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
令和3年4月14日	○諮問（実施機関）
令和3年4月23日	○審査請求人から意見書を受理
令和3年6月1日	○審議
令和3年7月2日	○実施機関からの説明及び意見聴取
令和3年7月29日	○審議

(調査審議を行った委員の氏名)

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会第2部会
上岡美穂、小川高志、片山直子、河合佑香

別紙

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
令和3年2月8日	添付書面和歌山県田辺市本宮町湯峰の湯峰温泉公衆浴場解体撤去工事における旧源泉口掘削破壊による温泉湧出事故について、開示請求人の現地立ち合い申し出を再三完全無視し、故意に現地確認を行わず、建築基準法施行令第38条（基礎）に規定する地盤の変形が明らかに認められる現状にありながら、本件土地における公衆浴場建築確認申請許可を下した西牟婁振興局建設部建築課建築グループの責任者の氏名及び役職が分かる情報。